

こにもつがかり 小荷物掛 駅におかれる職で、駅長の指揮をうけて駅手、荷扱手、荷物配達請負人等を指導して、手荷物および小荷物の取扱に従事するものである。(加藤誠次郎)

こにもつきっぷ 小荷物切符 小荷物(特別扱新聞紙・同雑誌を除く)を受託した場合に鉄道が発行する帳表であって、運

発行駅に保存する。なお着駅では乙片は保存、乙片の2は所管審査課に提出し、丙片との発着照合審査、保管料の調定、通運事業者の配達作業に対する料金支払額の確定等の資料に供される。

2 代金引換小荷物切符

この切符は前述の一般小荷物切符の作用のほか、さらにつきのような作用を有する。

(1) 甲片(代金引換証)は荷送人に交付、荷送人は引換代金受領のときの引換用または代金引換の取消・引換代金の増額もしくは減額の指図を請求する場合の呈示用を使用する。発駅では荷送人から引換代金の支払請求を受けたときは、本片に年月日・住所氏名の記入および押印を求め、これと引換えに引換代金支払のし、本片は所管審査課に提出、引換代金支払額の調定の資料に供される。

(2) 甲片の2は引換代金領収通知用、乙片は運送用、乙片の2は引換代金の収入証票としての作用を有し、荷物にくくりつけて着駅に送付する。着駅では引換代金を領収したときは、甲片の2は駅長公印を押して運帯なく発駅に送付、発駅はこれにもつづいて荷送人に対し引換代金支払いの通知を発し、その支払いのしをしたときは所管審査課に提出する。なお着駅では乙片は保存、乙片の2は所管審査課に提出、同課では甲片の2は引

換代金の収支照合審査の資料に、乙片の2は引換代金の収入の調定、連絡運輸の場合における引換代金の運輸機関間の清算等の資料に供される。(伊藤 孝)

こにもつとうちゃくつうち 小荷物到着通知

1 到着通知を発する荷物

到着通知は、荷送人に対して荷物到着の事実を知らせ、着駅へ引取りに向かせるために発信するものであるから、着駅へ引取りに向かせる必要のない配達荷物については到着通知の必要がなく、また、駅留手荷物についても荷物の性質上到着通知の必要がなく、仮りに発信してもその効果を挙げることができない場合が多いので除外している。したがって到着通知を必要とする荷物は手・小荷物にあっては駅留小荷物にかぎるのである。なお、留承知の配達荷物が着駅に到着後、その届先が配達区域外であることが判明した場合にも到着通知を発信する必要がある。

駅留小荷物であっても、荷札に荷受人の住所の記載を省略した小荷物および特別扱新聞紙・同雑誌については到着通知を必要としない。すなわち、前者は荷送人が到着通知不要の意思をもってのものと解され、また、後者は荷物の性質上到着通知を必要としないから、荷物にはりつける宛名紙にも荷受人の住所の記載を省略することになっている。

2 到着通知の方法

到着通知は、駅留小荷物が到着した場合にこれを取卸し、引渡し準備を終ったのち、速かに小荷物切符・貨物引換証または船荷証券記載の荷受人に対して出すのであるが、その方法は電話・口頭または書面等適宜の方法によっているが、到着通知を発信した日は、引取期間または満期返送期間等の起算点となるので、この発信は明確にする必要があり、とくに電話・口頭等証跡を残さない方法によるときは、その要旨を徹底させ、かつ、煩雑にわたらない程度において相手方を明らかにしておく等、後日の紛争を避ける方法を講じており、また、書面によって到

小 荷 物 切 符

2 cm	8.1 cm	8.1 cm
○	日本国有鉄道 丁 (駅控)	甲 (荷送人)
小 荷 物 切 符 126		
昭和.....年.....月.....日 ()		
_____ 經由		
着 駅	線	線
荷氏 受 入 名	殿	殿
荷住 所氏 名	殿	殿
品名・荷造	重量	運賃
円	円	円
配達料	円	円
料	円	円
○	記	○
事	事	駅

注 1 駅留の小荷物は、この切符と引換にお渡し
いたします。

2 駅留の小荷物は、到着の日とも2日以内にお引取りのないときは、その後の日数に対し、所定の保管料を申し受けます。

送契約の内容を証明する証換証券であると同時に、運賃料金の収入証票である。

この切符は運送義務の履行および収入の実行を主目的として設定されたもので、対外的には小荷物の運送引受・運賃料金の收受等、運送契約の内容を証明する証換書類であると同時に、対内的にはその運送・引渡上の義務を実行し、かつ運賃料金の収入の実行および調定上における収入証票である。荷送人に交付するこの切符の甲片は、現品の受取りその他運送契約上の証換書類として交付するものであるが、その証換力は絶対的のものではなく、もちろん有価証券でもない。

この切符には第1種小荷物切符(一般用)・第2種小荷物切符(列車指定用)および代金引換小荷物切符の別がある。様式は第1種および第2種は甲・乙の2・丙・丙の2・丁の6片制(番号および発駅名は赤色刷・第2種の乙・乙の2は淡赤色刷)で、代金引換小荷物切符は甲・甲の2・乙・乙の2・丙・丙の2・丁の7片制、青色刷である。おもな記入事項は、上掲様式中に指定されてあるもののほか、乙片および乙片の2には到着月日・列車番号・到着通知日時・荷受人に引渡月日等があり、また代金引換小荷物切符にはこのほかさらに引換代金およびその収入・支払月日等がある。いずれも荷物1個ごと(1口扱のものは1口ごと)に1通を発行する。各片の作用はおおむねつぎのとおりである。

1 第1種および第2種小荷物切符

甲片は貨物引換証または船荷証券を発行した場合を除いて荷送人に交付、荷送人は着駅において駅留小荷物の引渡しを受ける場合の引換用または小荷物の託送取消・発駅返送・着駅変更その他の指図を請求する場合の呈示用使用する。乙片および乙片の2は小荷物の運送・引渡しおよびその報告用としての作用を有し、荷物にくくりつけて着駅に送付、丙片および丙片の2は所管審査課に提出し、収入の調定、連絡運輸の場合における運賃料金の運輸機関間の配分清算等の資料に供され、丁片は